

(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業

入札説明書

令和3年7月15日

神奈川県平塚市

目 次

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	事業概要	2
1	事業名.....	2
2	公共施設の管理者の名称	2
3	事業の対象となる公共施設等	2
4	事業の目的	2
5	事業の概要	2
6	事業に必要とされる根拠法令等	5
7	事業のスケジュール	5
8	事業期間終了時の措置.....	5
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	事業者の募集及び選定の方法	6
2	選定の手順及びスケジュール.....	6
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	6
4	入札手続等	11
5	落札者の決定方法等	17
6	契約に関する基本的な考え方.....	18
第 4	その他	20
1	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	20
2	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	21
4	その他事業の実施に関し必要な事項	21

第1 入札説明書の定義

(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業入札説明書(以下「入札説明書」という。)は、平塚市(以下「市」という。)が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業(以下「PFI事業」という。)として特定事業の選定を行った(令和3年7月15日)(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業(以下「本事業」という。)に対して令和3年7月15日付で公告した総合評価一般競争入札(以下「入札」という。)についての説明書である。

入札説明書に添付されている次の資料は一体のものとする(以下総称して「入札説明書等」という。)

- (仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業 要求水準書
- (仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業 落札業者決定基準
- (仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業 様式集
- (仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業 基本協定書(案)
- (仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業 事業契約書(案)

なお、入札説明書等、令和3年6月4日に公表した実施方針等に関する質問・意見に対する回答、令和3年4月21日に公表した実施方針等に相違がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等への質問に対する回答、実施方針等に関する質問・意見に対する回答、実施方針によることとする。

第2 事業概要

1 事業名

(仮称)平塚市学校給食センター整備・運営事業

2 公共施設の管理者の名称

平塚市長 落合 克宏

3 事業の対象となる公共施設等

(仮称)平塚市学校給食センター(外構、付帯施設を含め、以下「本施設」という。)

4 事業の目的

市の小学校(分校を除く)28校では、主食(御飯、パンなど)おかず、牛乳を提供する完全給食を実施している。このうち21校を共同調理場方式(センター方式)とし、東部学校給食共同調理場(以下「東部調理場」という。)(受配校:11校)と北部学校給食共同調理場(以下「北部調理場」という。)(受配校:10校)で調理し、給食を提供している。また、このほかの7校を単独調理場方式(自校式)とし、各校に設けられた給食調理室で調理し、給食を提供している。

しかし、分校を除く小学校28校中21校の給食を賄っている東部調理場と北部調理場については、耐震性能不足や著しい老朽化、現在の学校給食衛生管理基準を満たした施設となっていないなど安全・安心な給食提供に関して課題を抱えている。

一方、分校を除く中学校15校では、家庭から弁当を持参することを基本とし、牛乳のみを提供するミルク給食を実施している。また、生徒が弁当を持参できない時のために、当日の朝に注文ができる業者弁当の販売を実施している。

しかし、中学校給食については、家庭環境や社会情勢の変化がある中で中学校給食を望む声が高まってきたことから、「平塚市中学校昼食検討委員会」を設置し、様々な角度から中学校での昼食のあり方について議論を進め、完全給食の実施をすることが望ましいと結論を得た。

以上を踏まえ、中学校完全給食の実現とともに、この2場の統合・移転を含む新たな学校給食センターを整備し、学校給食衛生管理基準等を満たす安全・安心な学校給食の提供を確保し、効率的な学校給食事業の実現を目指すものである。

5 事業の概要

(1) 施設概要

ア 所在地

平塚市田村九丁目23番地、25番地他

イ 敷地面積

約16,170㎡

ウ 提供食数

一日当たり15,000食

エ 対象学校

36校(小学校21校、中学校15校)

(2) 事業方式

P F I 法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが本施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本施設の維持管理及び運営等を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 21 年 3 月末までとする。

(4) 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、要求水準書を参照すること。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務 (基本設計・実施設計)
- (ウ) 工事監理業務
- (エ) 建設業務
- (オ) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (カ) 調理設備調達業務
- (キ) 調理備品調達業務
- (ク) 食器・食缶等調達業務
- (ケ) 事務備品調達業務
- (コ) 配膳室の什器、備品等調達業務
- (サ) 中学校用配膳車調達業務
- (シ) 配送車調達業務
- (ス) 近隣対応・周辺対策業務
- (セ) 中間検査・竣工検査及び引き渡し業務
- (ソ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業準備業務

- (ア) 各種設備・備品等の試運転
- (イ) 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- (ウ) 開業準備期間中の施設の維持管理
- (エ) 本施設及び運営備品の取り扱いに対する習熟
- (オ) 従業員等の研修
- (カ) 調理リハーサル
- (キ) 配送リハーサル
- (ク) 給食提供訓練業務
- (ケ) 試食会の開催支援

- (コ) 施設説明資料の作成
- (ク) 映像資料の作成
- (ク) その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構等保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (オ) 各種備品保守管理業務
- (カ) 清掃業務
- (キ) 警備業務
- (ク) 長期修繕計画作成業務
- (ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 運営業務

- (ア) 食材検収補助業務
- (イ) 調理業務（アレルギー等対応食を含む。）
- (ウ) 配送・回収業務
- (エ) 洗浄等処理業務
- (オ) 廃棄物処理業務
- (カ) 運営備品保守管理業務（調理備品、食器・食缶等及び中学校用配膳車の修繕・補充・更新業務を含む。）
- (キ) 配送車維持管理業務
- (ク) 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- (ケ) 配送校内での配膳業務
- (コ) 食育・喫食促進支援業務
- (ク) 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
- (ク) その他これらを実施する上で必要な関連業務

（参考）市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 食材調達業務
- ・ 食材検収業務
- ・ 献立作成業務
- ・ 検食
- ・ 栄養管理業務
- ・ 給食費の徴収管理
- ・ 食数調整
- ・ 広報業務（見学者対応を含む。）
- ・ 大規模修繕業務（事業期間終了後）
- ・ 食に関する指導業務

- ・ 衛生管理点検業務

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- ア 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者に支払う。施設整備一時支払金の財源は、交付金、地方債等を活用して、事業者へ支払いを行う予定である。
- イ 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、アに規定する施設整備一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- ウ 市は、事業者が実施する本施設の維持管理及び運営の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。なお、物価変動に基づき、見直しを行う。
- エ 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、本施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、具体的な設定については事業者の提案に委ねる。
- オ 開業準備に係る対価については、開業準備業務の終了後に一括で事業者へ支払う。

6 事業に必要とされる根拠法令等

事業者は、本事業の実施にあたっては、関連法令等を遵守すること。

7 事業のスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次に示すとおりである。

実施内容	スケジュール
落札者の決定	令和3年12月
事業契約の仮契約	令和4年1月
事業契約の締結	令和4年3月
本施設の設計・建設	事業契約締結日～令和6年6月（約2年3か月）
本施設の引渡し	令和6年6月
開業準備	令和6年7月～令和6年8月（約2か月）
維持管理・運営	令和6年9月～令和21年3月末（約14年7か月）

8 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は本施設を要求水準書に示す良好な状態で引き渡すこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札により行う。

2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次に示すとおりである。

スケジュール	実施内容
令和3年7月15日	入札公告及び入札説明書等の公表
令和3年7月27日	入札説明書等に関する説明会
令和3年7月29日から8月6日	配送校の見学
令和3年8月10日	入札説明書等に関する質問の受付締切り
令和3年8月27日	入札説明書等に関する質問に対する回答
令和3年9月10日	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切り
令和3年9月22日	参加資格審査結果の通知
令和3年9月30日～10月1日	直接対話2回目の実施
令和3年11月12日	入札及び提案書類の受付
令和3年12月	落札者の決定及び公表
令和4年1月	基本協定の締結
令和4年1月	事業契約の仮契約締結
令和4年3月	事業契約の締結

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、本事業の施設整備業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、建設を担当する企業（以下「建設企業」という。）、工事監理を担当する企業（以下「工事監理企業」という。）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運營業務を担当する企業（以下「運營業業」という。）を含む複数の企業のグループ（以下「入札参加グループ」という。）により構成されるものとし、入札参加グループの代表企業を定める。
- イ 上記アの業務以外に、調理設備調達業務、配送・回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメント等を行う企業（以下「その他企業」という。）を、必要に応じて入札参加グループに含めることができる。
- ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）

- エ 入札参加グループの構成員は、以下の定義により分類される。
- 代表企業：S P C から直接業務の受託・請負をし、かつ S P C に出資する企業のうち、
入札参加グループの構成員を代表し入札手続きを行う企業
 - 構成企業：S P C から直接業務の受託・請負をし、かつ S P C に出資する企業
 - 協力企業：S P C から直接業務の受託・請負をし、かつ S P C には出資しない企業
- オ 入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員になることはできない。また、入札参加グループの構成員のいずれかと資本面又は人事面で関係のある者が、他の入札参加グループの構成員となることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- カ 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する S P C を設立し、代表企業及び構成企業は S P C に対して出資を行うこと。代表企業及び構成企業は、株式会社により S P C を設立する場合は S P C の全株式の 50% 以上を保有することとし、合同会社により S P C を設立する場合は S P C の出資持分の 50% 以上を保有すること。また、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式又は出資持分を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- キ 入札参加グループの構成員は、S P C から請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。
- ク 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかにおいて、市内に本店を有する者を 2 者以上含むよう努めること。また、下請等契約等及び原材料の購入等の契約は、可能な限り市内に本店を有する者との間で契約締結すること。

(2) 入札参加者の資格要件

- ア 入札参加グループの構成員は、次の参加資格要件をすべて満たすものとする。
- (ア) 令和 3・4 年度平塚市競争入札参加資格者名簿に登録があること。
 - (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に掲げる者でないこと。
 - (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「ア（ア）」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
 - (エ) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「ア（ア）」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
 - (オ) 前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「ア（ア）」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

- (カ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされている者でないこと。
- (キ) 入札及び提案書類の提出日から基本協定の締結日までの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けている者でないこと。
- (ク) 平塚市暴力団排除条例（平成 23 年平塚市条例第 9 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (ケ) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反する者でないこと。
- (コ) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (サ) 市が本事業に係るアドバイザリー業務を委託した株式会社長大（同協力事務所として内藤滋法律事務所）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (シ) 平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- (ス) P F I 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。

イ 業務別の参加資格要件

入札参加グループの構成員のうち、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、上記アの要件に加えてそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

なお、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面若しくは人事面において関係のある者が実施してはならない。

(ア) 設計企業

設計業務に当たる者は、次の a から e の全ての要件を満たしていること。

ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうち 1 者は、次の a から e の全ての要件を満たし、他の者は a 及び b の要件を満たすこと。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 令和 3・4 年度平塚市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録があること。
- c 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積 4,000 m²以上で、平成 23 年度以降に完了した公共施設の実施設計の実績を有していること。
- d H A C C P 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「H A C C P 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、H A C C P 認証取得施設、I S O 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、H A C C P と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の実施設計の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設計の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設計の実績、H A C C P に関する書籍の出版等の実績、若しくは、H A C C P に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。

- e 設計業務に従事する責任者として、次の(a)から(c)の全ての要件を満たす管理技術者を配置することができること。
- (a) 建築士法第2条第2項に規定される一級建築士の資格を有する者
- (b) 常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者
- (c) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成23年度以降に完了した公共施設の実施設計に管理技術者として従事した実績を有する者

(イ) 建設企業

建設業務に当たる者は、市内に本店を有する者を1者以上含むこと。

なお、建設業務に1者で当たる場合には、次のaからeの全ての要件を満たすこととし、複数の者で当たる場合にはそのうち1者はaからeを、他の者はaからdの要件を満たすこととする。

- a 令和3・4年度平塚市競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録があり、同入札参加資格における総合評点(建築一式工事)が830点以上であること。
- b 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- c 当該年度を含む過去3年間に平塚市発注工事において工事成績評点60点未満の工事を施工した者で業務の改善が見込めない者でないこと。
- d 建設業法に従い適正な技術者を配置でき、契約時に技術者の資格・会社との雇用関係を示す書類を提出できること。
- e 平成23年度以降に、延べ面積4,000㎡以上の公共施設の施工を完了した実績を有していること。なお、共同企業体(JV)で施工した場合、JVの構成員数が3者の場合は20%以上出資した者、2者の場合は30%以上出資した者について実績とみなす。

(ウ) 工事監理企業

工事監理業務に当たる者は、次のaからeの全ての要件を満たしていること。

ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者は、次のaからeの全ての要件を満たし、他の者はa及びbの要件を満たすこと。

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所登録を受けていること。
- b 令和3・4年度平塚市競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録があること。
- c 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成23年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。
- d HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の実施設計又は工事監理、ドライシステムの学校給食施設の実施設計又は工事監理の実績、ドライシステムの大量調理施設(民間施設も含む)の実施設計又は工事監理の実績、H

A C C Pに関する書籍の出版等の実績、若しくは、H A C C Pに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号）が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

e 工事監理業務に従事する責任者として、次の(a)から(c)の全ての要件を満たす管理技術者を配置することができること。

(a) 建築士法第2条第2項に規定される一級建築士の資格を有する者

(b) 常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者

(c) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成23年度以降に完了した公共施設の実施設計又は工事監理に管理技術者として従事した実績を有する者

(I) 維持管理企業

維持管理業務に当たる者は、次のaの要件を満たしていること。

維持管理業務に当たる者が複数である場合は、そのうち1者が満たしていること。

a 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積4,000㎡以上で、平成23年度以降に完了した公共施設の維持管理業務の実績を有していること。

(オ) 運営企業

運営業務に当たる者は、次のa及びbの要件を満たしていること。

運営業務に当たる者が複数である場合は、調理業務に当たる者のうち1者が満たしていること。

a 平成23年度以降に、3,500食/日規模のドライシステムの学校給食センター又はドライシステムの大量調理施設(民間施設も含む)において、元請けとしての調理業務の実績を有していること。

b 学校給食センターでの調理業務の経験が3年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、正規職員の調理責任者として配置することができること。

c H A C C P対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「H A C C P対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、H A C C P認証取得施設、I S O 22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、H A C C Pと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の実施設計又は工事監理、ドライシステムの学校給食施設の実施設計又は工事監理の実績、ドライシステムの大量調理施設(民間施設も含む)の実施設計又は工事監理の実績、H A C C Pに関する書籍の出版等の実績、若しくは、H A C C Pに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号)が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

4 入札手続等

(1) 入札説明書等に関する事項

ア 入札公告及び入札説明書等の公表

入札公告は令和3年7月15日(木)とし、市のウェブサイト等において公表する。入札説明書等についても市ウェブサイト等において公表する。

イ 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。

(ア) 日時：令和3年7月27日(火)10時00分～12時00分

(イ) 場所：平塚市役所本館6階619会議室

(ウ) 住所：神奈川県平塚市浅間町9番1号

(1) 参加方法等

入札説明書等に関する説明会への参加を次のとおり受け付ける。なお、参加状況によっては、1社あたりの人数を制限することがある。また、説明会で入札説明書等の配付は行わない。

・受付期間：令和3年7月26日(月)14時まで

・提出方法：電子メールにより入札説明書等に関する説明会の参加申込書(様式2-1)を提出すること。

ウ 配送校の見学

配送校の見学を次のとおり開催する。

(ア) 日時：令和3年7月29日(木)から令和3年8月6日(金)

午前の部 9時30分から 午後の部 13時30分から。

※ただし、7月30日(金)は除く。

(1) 参加方法等

配送校の見学への参加を次のとおり受け付ける。

・受付期間：令和3年7月26日(月)14時まで

・提出方法：電子メールにより配送校の見学参加申込書(様式2-2)を提出すること。

エ 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：令和3年8月10日(火)10時まで

(イ) 提出方法：電子メールにより入札説明書等に関する質問書(様式1)を提出すること。

オ 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和3年8月27日(金)までに、市ウェブサイト等で公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

カ 直接対話2回目の実施

市と事業者の意思疎通を十分に確保し、入札説明書等に関する相互理解を図ることを目的として、市と事業者の直接対話を実施する。

直接対話 2 回目の参加を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：令和 3 年 9 月 22 日（水）17 時まで

(イ) 提出方法：電子メールにより直接対話 2 回目参加申込書（様式 3）を提出すること。

(2) 入札参加資格の確認に関する事項

入札に参加を希望する者は、参加資格審査申請書類を提出し参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 参加資格審査申請書類の提出書類、受付期間、提出場所及び方法

(ア) 提出書類

入札参加資格の確認申請に関する提出書類（様式 4～15）

(イ) 受付期間

令和 3 年 9 月 3 日（金）～9 月 10 日（金） 9 時から 17 時（土曜日、日曜日を除く。）

(ウ) 提出場所

神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号 平塚市役所本館 7 階

平塚市教育委員会 学校教育課学校給食課

(エ) 提出方法

入札参加資格申請書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

イ 参加資格審査申請書類の作成

参加資格審査申請書類は、様式集に定めるところに従い作成すること。

ウ 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果通知は、参加資格審査申請書類を提出した者に対して、書面により令和 3 年 9 月 22 日（水）までに通知する。

エ 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格の審査により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 受付期間

令和 3 年 9 月 27 日（月）～ 9 月 29 日（水） 9 時から 17 時

(イ) 提出場所

神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号 平塚市役所本館 7 階

平塚市教育委員会 学校教育課学校給食課

(ウ) 提出方法

説明要求として入札参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式 16）を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

(エ) 回答

令和 3 年 10 月 5 日（火）

オ 入札参加者等の構成

参加資格確認後は、入札参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

カ 入札参加を辞退する場合

入札参加資格申請書類提出以後、入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 18）を開札までに平塚市教育委員会 学校教育部学校給食課に持参し提出すること。

キ 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、参加資格審査申請書類の提出日とする。

ク 入札参加資格の確認基準日以降の取扱い

(ア) 入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者に属する構成員が、入札時までに、入札参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、入札に参加することはできない。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、入札参加者は市と協議を行うこととする。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがある。

(イ) 開札日以降であっても落札者の決定日までに、構成員が、指名停止等に該当する場合には、当該入札参加者は失格とする。

ただし、入札参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、入札参加者は、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外又は変更し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。

その内容を市が承認した場合に限り、落札者選定のための審査の対象とすることがある。

ケ その他

(ア) 入札参加資格申請書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(イ) 市は、提出された入札参加資格申請書類を入札参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

(3) 入札に関する事項

入札参加資格を有する入札参加者は、本事業に関する入札書及び提案内容を記載した審査資料（以下「提案書類」という。）を次により提出すること。

ア 入札及び提案書類の提出書類、受付日時、提出場所及び方法

(ア) 提出書類

入札に関する提出書類（様式 19～21）及び提案書に関する提出書類（基礎審査に関する提出書類（様式 22～28） 加点審査に関する提出書類（様式 29～34-3）及び図面集）

(イ) 受付日時

令和3年11月12日（金）9時から17時

(ウ) 提出場所

神奈川県平塚市浅間町9番1号 平塚市役所本館7階
平塚市教育委員会 学校教育部学校給食課

(エ) 提出方法

入札書及び提案書類を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

入札書は、代表企業の商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんすること。

(オ) 基礎審査結果の通知

基礎審査結果は、提案書類を提出した者に対して、書面により開札日までに通知する。

イ 入札にあたっての留意事項

(ア) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

(イ) 費用負担等

入札書及び提案書類の作成並びに提出等入札に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札書及び提案書類の提出方法

入札書及び提案書類は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、入札書及び提案書類の提出にあたっては、入札参加資格の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。

(エ) 入札代理人等

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

(オ) 入札の棄権

入札参加資格を有する入札参加者が、入札書及び提案書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

(カ) 公正な入札の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、入札の執行を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(キ) 入札金額の記載等

a 予定価格

本事業の予定価格は、参加資格審査が行われた後に公表する。ただし、入札参加資格を得た者が1者の場合、予定価格の公表は行わないものとする。

b 入札金額の記載

入札金額は、入札書(様式20-1)に記載すること。この際の計算の前提となる基準金利は、令和3年10月12日(火)東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページに表示されている6か月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとし、物価変動率は見込まないものとする。

提案書類の提出時には、入札参加者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、令和3年10月12日(火)の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

(ク) 一時支払金

市は、事業者が実施する本施設の施設整備業務の対価のうち、次式より算定される一時支払金をサービス対価 A 1 として、事業者に支払う。

項目		内容
一時支払金 A + B + C 1	学校施設環境改善交付金	A 学校施設環境改善交付金相当額 (720,000,000 円) a 学校施設環境改善交付金対象経費相当額 (1,770,668,000 円)
	起債	B 起債 (交付金対象額分) $(a - A) \times 90\%$
		C 起債 (単独分) $\{ (起債対象となる設計・建設費 \times 2 \text{ の合計額}) - a \} \times 75\%$

- 1 消費税及び地方消費税相当額 (消費税率: 10%) を含む
- 2 事業契約書 (案) 別紙 4 - 1 サービス対価 A の「設計・建設費」のうち、調理備品調達業務、食器・食缶等調達業務、事務備品調達業務、配膳室の什器、備品等調達業務、中学校用配膳車調達業務及び配送車調達業務を控除した金額

なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、学校施設環境改善交付金の単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。また、当該一時支払金が変更となった場合、サービス対価 A 2 で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価 A 2 に合わせて割賦手数料を調整する。

(ケ) 入札時算定用年間提供給食数

入札価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。

なお、年間給食提供日数 191 日とする。

【児童・生徒及び教職員数並びに学級数の想定】

年度	児童・生徒 及び教職員数	学級数		
		通常学級数	特別支援 学級数	合計
令和6年度	14,838	427	90	517
令和7年度	14,512	424	85	509
令和8年度	14,281	422	84	506
令和9年度	13,988	403	80	483
令和10年度	13,718	394	79	473
令和11年度	13,454	387	77	464
令和12年度	13,195	378	76	454
令和13年度	12,943	372	74	446
令和14年度	12,637	362	72	434
令和15年度	12,341	353	71	424
令和16年度	12,054	345	69	414
令和17年度	11,772	337	67	404
令和18年度	11,612	333	66	399
令和19年度	11,454	328	65	393
令和20年度	11,298	323	65	388
令和21年度	11,143	318	64	382
令和22年度	10,992	314	63	377

(イ) 入札執行回数

1回とする。

(ロ) 本事業に関する提案内容を記載した提案書類の取扱い

a 著作権

提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他、市が必要と認める場合、落札者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の審査結果の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

c 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

- e 入札書の変更禁止
入札書の変更はできない。ただし、提案書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。
 - (シ) 使用言語、単位及び時刻
入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
 - (ス) 入札保証金及び契約保証金
 - a 入札保証金
免除する。
 - b 契約保証金
事業契約書(案)による。
- (4) 開札
- ア 日時及び場所
開札の日時及び場所は、参加資格審査の結果とあわせて通知する。
 - イ 立ち合い
入札参加者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
 - ウ 入札の無効
平塚市契約規則(昭和39年9月7日平塚市規則第32号)第31条の規定に該当する入札は無効とする。
- 5 落札者の決定方法等
- 落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。詳細は落札者決定基準を参照のこと。
- (1) 選定委員会
提案書類の審査は、学識経験者等で構成する選定委員会が行う。
 - (2) ヒアリングの実施
提案内容の説明を求めため、入札参加者にヒアリングを行う。なお、詳細な日時等については、別途、入札参加者に対して通知する。
 - (3) 落札者の決定及び公表
 - ア 落札者の決定
市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。
 - イ 結果及び評価の公表
市ウェブサイト等で公表する。

ウ 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市ウェブサイト等で速やかに公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は落札した入札参加者の構成企業及び協力企業と基本協定を締結する。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成企業及び協力企業が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、市は基本協定の締結にあたり、市が別途指定する期間内に、当該企業に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める企業による補完を求める場合がある。

なお、市は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

(2) S P C の設立

仮契約締結までに本事業を実施するS P Cを設立し、代表企業及び構成企業はS P Cに対して出資を行うこと。代表企業及び構成企業は、株式会社によりS P Cを設立する場合はS P Cの議決権を有する全株式の50%以上を保有することとし、合同会社によりS P Cを設立する場合はS P Cの出資持分の50%以上を保有すること。また、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでS P Cの株式又は出資持分を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

市は落札した入札参加者の構成企業が設立するS P Cと仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、落札した入札参加者の代表企業以外の構成企業及び協力企業が本契約までの間に指名停止等に該当する場合には、市が別途指定する期間内に、当該企業に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める企業による補完を求める場合がある。

なお、市は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。

S P Cは、本契約後速やかに契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約後速やかに当該履行保証保険に加入しなければならない。）をしなければならない。

(4) 事業契約書の内容変更

S P Cとの契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、

条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

(5) 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係るS P C側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(6) S P Cの事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、S P Cは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第4 その他

1 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、市役所の所在地を管轄する裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。

ウ 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。

イ 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結することがある。

(5) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

P F I法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

また、市は本事業においての交付金及び地方債等を充当することを想定しているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

4 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 議会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和4年3月市議会定例会に上程する予定である。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ウェブサイトにて適宜公表する。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ及び各種データの提出先

入札説明書等に関する問い合わせ及び各種データの提出先は、次のとおりとする。

担当部署	平塚市教育委員会 学校教育部学校給食課
所在地	〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
電話	:(0463)23-1111 (代表)
	:(0463)35-8119 (直通)
F A X	:(0463)36-7555
電子メールアドレス	: k-shitsumon@city.hiratsuka.kanagawa.jp
ウェブサイトアドレス	: http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/